

訴状

令和2年3月26日

原告

原告 〒

愛知県一宮市（送達場所）

電話/FAX

被告 〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市市長 中野 正康

不当利得返還住民訴訟事件

訴訟物の価格 金 1,600,000 円(3件)

貼用印紙額 金 39,000 円

請求の趣旨

- 1-1 被告は一宮市神山連区民生児童委員協議会に対し、2,502,500 円を支払うよう請求せよ。
- 1-2 被告は一宮市富士連区民生児童委員協議会に対し、1,933,750 円を支払うよう請求せよ。
- 1-3 被告は一宮市朝日連区民生児童委員協議会に対し、2,161,250 円を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、愛知県一宮市(以下、「市」という。)に住居を有する者である。
- 2 被告は、愛知県一宮市(以下、「市」という。)の市長である。

第2 事実経過等

1 原告の主張の骨子

一宮市は、民生児童委員活動の地域密着の特性を生かし、地域福祉を増進させるために、一宮市民生児童委員協議会(以下「本会」という。)に一般交付金と専門部会交付金の2種類を交付している。今回の訴訟は、本会を經由して各連区民生児童委員協議(以下「各連区協議会」という。)に支払われる一般交付金のみを対象とした。一般交付金については、当該年度4月1日現在の全会員数に別に福祉事務所長が定める金額を乗じた額とすると、一宮市民生児童委員協議会交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に規定されている(甲2)。又、交付要綱第5条には、交付金の交付に関し必要な事項については、一宮市補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)の定めによると記載されている(甲3)

2 交付規則による申請から完了報告書による交付金確定までの経緯など

- ① 補助金等交付申請書について 平成25年4月9日付申請書で、本会連絡会長坂上團次郎が本会一括で14,462,300円(内212,300円は専門部会交付金)事業施行場所市内一円、事業施行期間、着手予定平成25年4月1日 完了予定平成26年3月31日で申請された(甲4の1)。しかし申請書には各連区別の計画金額は記載されていない。決定通知書記載金額から判断すると各連区別数字は、市が各連区会員数に福祉事務所長が定める金額を乗じた金額である。

本件とは別に、県から本会に補助金が交付されている(別訴 名古屋地裁令和元年(行ウ)第59号)。県からの交付金に関しては、県に対する交付金申請書には、県交付金対象分とその他分を分けて提出することになっている。本会会長の県への報告日は平成25年4月8日合計金額が8,510,360円であり市への報告日は平成25年4月9日、11,375,000円(14,250,000-控除額2,875,000)であり交付金を多く受け取るためとしか考えられない(甲13)(甲14の1)。

- ② 補助金等交付決定通知書について 交付規則第5条に交付申請があったとき市長は当該申請書に係る書類の審査等を行い、補助事業等の目的、内容及び金額の算定が適正か、否か調査し、補助金等の交付を認めたときは通知することになっている。上記問題があるのに、どのような調査をされたか不明であるが、条件として補助対象は、本事業の目的のために使用すること。但し、交付金の支払いは5月一人当たり14,250円、9月14,250円とする。又、注として「計画変更する場合は、補助事業等計画変更届を提出すること。」等が記載された補助金等交付決定通知書が市長から本会連絡会長坂上團次郎に25年5月7日送付された。交付規則第13条2項で「補助事業者等の助成金等の交付目的を達成するため、市長において特に必要と認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)できる。」との規定はあるが、前渡の申請もなく、特別の理由

を明示することなく、すべての連区に前渡する決定通知となっている(甲5)。

- ③ 補助金等交付請求書について 平成25年5月8日連絡会長坂上團次郎は市長宛に7,337,300円(内212,300円は専門部会交付金)平成25年8月22日7,125,000円の請求書に、一宮市会計管理者あてに各連区別口座に分割して振込むよう、委任状を添付し依頼した(甲6の1の1)(甲8の1)。
- ④ 支出命令書(支払い)について 平成25年5月13日付支出命令書(甲7の1の1)に従い委任状で指定された各連区民生児童委員協議会口座に平成25年5月31日諸会費会員一人当たり5,750を控除し一人当たり8,500円、平成25年9月27日14,250円が前金で市は本会連絡会長に支払った。控除金額についてはどこにも記載されていない。
- ⑤ 補助事業等完了報告について 平成26年4月11日補助事業等完了報告書が連絡会長坂上團次郎から一宮市長に提出された(甲11の1)。補助金等交付申請書・補助金等交付決定通知書の施行期間は当該年度の4月1日から翌年度3月31日である。しかし県に提出されている収支計算書(各連区協議会の収支計算書は県は提出することが規定されているが、市は規定されていない)の多くの連区で前年度12月から当該年度11月となっている。県に提出された富士連区の収支計算書と愛知県監査委員から入手した入手した金銭出納帳(甲19 ページ29~35)によれば・別件の県交付金を全額支払うための改竄が行われており(市交付金にも関係する)(甲16の1~5)・(甲19)、平成26年度は市による収支報告書の改竄が行われています(甲17の1)。これは地方公務員法違反の疑いがある。

又、交付規則12条に「完了報告書を受けたとき、その内容を審査し又は必要に応じ実施調査等を行い、補助事業等の実績及び効課が補助金等の交付の目的及びこれに付した条件に適合しているか、否かを調査、検討し適合すると認めるときは交付金額を確定する」と規定されている。従って交付金額は支払うことができず、被告は3連区協議会に対し返還させるべきである

- ⑥ 補助金等交付金から報償費の変更について 平成29年度議会、会計課等に説明することなく(甲12の1~4)、平成29年4月7日付け口座振込依頼書兼委任状で各連区民生児童委員協議会会長から口座振り込み依頼書兼委任状が一宮市会計管理者に提出され、平成29年6月27日付け支出負担行為決議書兼支出命令書(甲9)で29年6月30日、市は、3各種会費一人当たり5,750円は本会口座に、残額一人当たり22,750円は各連区協議会口座に支払った(甲10)。

予算区分を報償費に変更することにより、申請書・請求書・完了報告書は必要ないとのことですが年間14百万円を超える国民の貴重な血税を支払うのに要綱等での取り決めもなく、金額の明確な基準もなく、説明責任も果たさず、支払い続け

る苦肉の策としか思えません。従って、29年度についても、従来通りの扱いとした。

上記説明の通り一国民として裁量権、瑕疵問題では済まされない、犯罪行為、規則違反の疑いがあると思います。そこで裁判所の判断を仰ぎたく、異なる問題を抱えた神山・富士・朝日の3連区について訴状を提出いたします。

尚、不当利得については各連区とも、法律・規則違反があり、連区協議会の精算は行われておらず、領収書の確認もなく、その上、繰越金として使用されてない、期限外使用、目的外使用等、(民生委員への還付、明細なし、宿泊慰安観光旅行(研修・視察の名を借りた) 不当利得として控除額以外の支払全額について不当利得として返還を求めます。3連区の詳細については以下に説明いたします。

(3) 神山・富士・朝日連区の詳細について

1. 神山連区 (各年度共、民生児童委員定数 22 名、市交付金額 500,500 円) (甲 21 の 1) は各年度共通

- (1) 収支計算書・事業報告書とも施行期間は、当該年度 4 月 1 日から翌年度 3 月 31 日までである。(甲 20 の 1)
- (2) 収支計算書は 25 年度年度から 27 年度まで提出されていない。事業報告書が提出されているのは 25 年度と 28 年度の 2 回だけである(甲 16 の 1~5)
- (3) 事業報告書によれば総会が行われた記載はなく、計画会議・実績会議が行われた記載がない。
- (4) 各年度会長名の記載があるだけで、監査等も行われていない。

① 補助金等交付申請について (甲 14 の 1)

- ◎平成 25 年度 県提出事業計画は 457,000 円、県活動交付金基準額が 92,800 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 136,300 円過大申請である。
- ◎平成 26 年度 県提出事業計画は 457,992 円、県活動交付金基準額が 91,808 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 134,316 円過大申請である。
- ◎平成 27 年度 県提出事業計画は 457,992 円、県活動交付金基準額が 91,808 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 134,316 円過大申請である。
- ◎平成 28 年度 県提出事業計画は 457,792 円、県活動交付金基準額が 92,008 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 134,716 円過大申請である。
- ◎29 年度 県提出事業計画は 458,320 円、県活動交付金基準額が 91,480 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 133,600 円過大申請である。

② 補助金等交付決定通知書について (甲 15)

平成 25 年度～平成 27 年度 収支計算書等に繰越金の記載がないため、前金払いの必要性については不明である。

◎平成 28 年度 前年度繰越金が 463,926 円あり、前金払の必要性はない。

◎平成 29 年度 地域づくり協議会から 100,000 円の入金があり、前期分 187,000 円については資金繰りを見ないと判断できない。

③ 補助金等交付請求書について

◎平成 25 年度 平成 25 年 4 月 10 日一宮市神山連区民生児童委員協議会会長近藤達也が委任を承諾した。

◎平成 26 年度 平成 26 年 4 月 9 日一宮市神山連区民生児童委員協議会会長森せつ子が委任を承諾した。

◎平成 27 年度 平成 27 年 4 月 8 日一宮市神山連区民生児童委員協議会会長森せつ子が委任を承諾した。

◎平成 28 年度 平成 28 年 4 月 7 日一宮市神山連区民生児童委員協議会会長森せつ子が委任を承諾した。

◎平成 29 年度 平成 29 年 6 月 27 日一宮市神山連区民生児童委員協議会会長今村民雄が委任を承諾した。

④ 支出命令書(支払い)について(甲 15)

◎平成 25 年度 平成 25 年 5 月 31 日 187,000 円 (126,500 円控除後)、平成 25 年 9 月 27 日 313,500 円が前金で支払われた。

◎平成 26 年度 平成 26 年 5 月 30 日 187,000 円 (126,500 円控除後)、平成 26 年 9 月 30 日 313,500 円が前金で支払われた。

◎平成 27 年度 平成 27 年 5 月 29 日 187,000 円 (126,500 円控除後)、平成 27 年 9 月 30 日 313,500 円が前金で支払われた。

◎平成 28 年度 平成 28 年 5 月 31 日 187,000 円 (126,500 円控除後)、平成 28 年 9 月 30 日 313,500 円が前金で支払われた。

◎平成 29 年度 平成 29 年 6 月 30 日 500,500 円 (126,500 円控除後) 前金で支払われた。

⑤ 補助事業等完了報告について (甲 14 の 2)、(甲 21 の 1)は各年度共通

◎平成 25 年度 県提出の収支計算書は収入県活動交付金 92,800 円、支出資料作成・購入費 33,000 円と会議費・研究会費 60,560 円合計 93,560 円のみである。従って差額 760 円を市交付金から差し引き、残額 499,740 円を目的外使用とした(甲 16 の 1)。

◎平成 26 年度 県提出の収支計算書は収入県活動交付金 91,808 円、支出資料作成・購入費 4,400 円と会議費・研究会費 82,540 円、通信費 5,040 円合計 99,180 円のみである。従って差額 172 円を市交付金から差し引き、残額 500,328 円を目的外使用とした(甲 16 の 2)。

◎平成 27 年度 県提出の収支計算書は収入県活動交付金 91,808 円、支出資料作成・購入費 4,400 円と会議費・研究会費 89,740 円、通信費 5,040 円合計 91,980 円のみである。従って差額 7,372 円を市交付金から差し引き、残額 493,128 円を目的外使用とした(甲 16 の 3)。

◎平成 28 年度 県提出収支計算書に、市交付金の入出金が記載された。分配金 598,000 円は本事業の目的のために使用されておらず目的外使用である。前年度繰越金が 463,926 円あり前金の必要性はない。(甲 16 の 4)

◎平成 29 年度 収支決算書は支出が 495,259 円(767,892 円－繰越金 272,633 円) 従って県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 96,721 円繰越金が発生、交付金は使用されていない(甲 16 の 5)。返還対象とした。

上記説明の通り交付金額に根拠がなく、交付規則に違反しており領収書等の確認も一切行われていない。しかも、平成 25 年度~28 年度は収支計算書すら提出されておらず、審査ができる状況にない。従って支払い時控除分を除く支払済交付金額全額返還を求めます。

2. 富士連区(各年度共民生児童委員定数 17 名,市交付金額 386,750 円) (甲 21 の 2) は各年度共通

◎収支計算書、事業・活動報告書とも施行期間は、前年度 12 月 1 日から当該年度 11 月 30 日までである(甲 20 の 2)。

◎事業・活動報告書は 29 年度のみ提出されていない。

◎事業・活動報告書によれば総会が行われた記載はなく、計画会議・実績会議が行われた記載がない。

◎金銭出納帳がすべて入手できたため、期限外支出の確定ができた。

◎収支決算報告書は平成 25 年度と 29 年度は、会長・会計・会計監査の押印はあるが他年度は、会長のみ押印である。

① 補助金等交付申請について (甲 14 の 1)

◎平成 25 年度 県提出事業計画は 450,900 円、県活動交付金基準額が 79,300 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 15,150 円過大申請である。

◎平成 26 年度 県提出事業計画は 451,712 円、県活動交付金基準額が 78,488 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 13,526 円過大申請である。

◎平成 27 年度 県提出事業計画は 451,712 円、県活動交付金基準額が 78,488 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 13,526 円過大申請である。

◎平成 28 年度 県提出事業計画は 451,512 円、県活動交付金基準額が 78,688 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 13,926 円過大申請である。

◎平成 29 年度 県提出事業計画は 451,920 円、県活動交付金基準額が 78,280 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 13,110 円過大申請である。

② 補助金等交付決定通知書について (甲 15)

上記①の状況にあり補助金等交付申請書の審査は正確に行われていない。

◎平成 25 年度 前年度繰越金が 930,707 円あり、前金払の必要性はない。

◎平成 26 年度 前年度繰越金が 180,728 円あり、6 月(前期)分 144,500 円の前金払の必要性はない。

◎平成 27 年度前年度繰越金が 520,720 円あり、前金払の必要性はない。

◎平成 28 年度前年度繰越金が 898,675 円あり、前金払の必要性はない。

◎平成 29 年度前年度繰越金が 288,482 円あり、6 月(前期)分 144,500 円の前金払の必要性はない。

上記状況にあり全年度全額前金払いすることは交付規則違反である。

③ 補助金等交付請求書について

◎25 年度平成 25 年 4 月 10 日一宮市富士連区民生児童委員協議会会長高橋良和が委任を承諾した。

◎平成 26 年度 平成 26 年 4 月 9 日一宮市富士連区民生児童委員協議会会長菱田稔が委任を承諾した。

◎平成 27 年度 平成 27 年 4 月 8 日一宮市富士連区民生児童委員協議会会長菱田稔が委任を承諾した。

◎平成 28 年度 平成 28 年 4 月 7 日一宮市富士連区民生児童委員協議会会長浜崎雄一が委任を承諾した。

◎平成 29 年度 平成 29 年 6 月 27 日一宮市富士連区民生児童委員協議会会長蓮容美智子が委任を承諾した。

④ 支出命令書(支払い)について

◎平成 25 年度 平成 25 年 5 月 31 日 144,500 円 (126,500 円控除後)、平成 25 年 9 月 27 日 242,250 円が前金で支払われた。

◎平成 26 年度 平成 26 年 5 月 30 日 144,500 円 (126,500 円控除後)、平成 26 年 9 月 30 日 242,250 円が前金で支払われた。

◎平成 27 年度 平成 27 年 5 月 29 日 144,500 円 (126,500 円控除後)、平成 27 年 9 月 30 日 242,250 円が前金で支払われた。

◎平成 28 年度 平成 28 年 5 月 31 日 144,500 円 (126,500 円控除後)、平成 28 年 9 月 30 日 242,250 円が前金で支払われた。

◎平成 29 年度 平成 29 年 6 月 30 日 386,750 円 (126,500 円控除後) 前金で支払われた。

⑤ 補助事業等完了報告について (甲 21 の 2) (甲 19)

◎平成 25 年度 県提出の収支計算書は県監査委員から入手した金銭出納帳とチェックすると 6 件 160,929 円の期限外使用がある。又、目的外使用が 9 件 1,179,915 円ある。内 1 件 45,000 円が反省会代を会議の飲み物代に改竄 (甲 16 の 1)。

◎平成 26 年度 県提出の収支計算書は県監査委員から入手した金銭出納帳とチェックすると 12 件 157,685 円の期限外使用がある。又、目的外使用が 7 件 25,419 円ある。10,000 円は夏祭りチケット代、15,419 円茶菓子代が飲み物代に改竄されている。この改竄は市が行ったと思われる。127,434 円が繰越金で残り使用されていない (甲 17 の 1)。

◎平成 27 年度 県提出の収支計算書は県監査委員から入手した金銭出納帳とチェックすると 4 件 154,720 円の期限外使用がある。又、目的外使用が 1 件 42,000 円ある。これは反省会代を会議の飲み物代に改竄(甲 16 の 3)。165,370 円が繰越金で残り使用されていなし。

◎平成 28 年度 県提出の収支計算書は県監査委員から入手した金銭出納帳とチェックすると 6 件 140,891 円の期限外使用がある。又、目的外使用が 11 件 1,029,535 円ある。内 1 件は反省会代を会議のコーヒー代に改竄 (甲 16 の 4)。

◎平成 29 年度 県提出の収支計算書は添付されていた金銭出納帳とチェックすると 13 件 151,228 円の期限外使用がある。又、目的外使用が 1 件 5,000 円ある。内 1 件 5,000 円ふれあい祭りチケット代が珈琲代に改竄。115,078 円が繰越金として残り使用されていない(甲 16 の 5)。

上記説明の通り交付金額に根拠がなく、地方公務員法、交付要綱等に違反している疑いがあり、領収書等の確認も一切行われていない。金銭出納帳からは多くの期限外支出が確認できた。品名の改竄は市が主導している疑いがある。市か富士連区民生児童委員協議会どちらが主導かは別にして悪質であり、支払い時控除分を除

く支払済交付金額全額返還を求めます。

3.朝日連区(市活動交付金 432,250 円) (各年度共、民生児童委員定数 19 名、市交付金額 432,250 円) (甲 21 の 3)は各年度共通

◎収支報告書・活動記録とも施行期間は、前年度 12 月 1 日から当該年度 11 月 30 迄である(甲 20 の 3)。

◎活動記録は毎年度提出されている。

◎活動記録によれば総会は行われた記載はなく、計画会議・実績会議が行われた記載がない。

◎収支決算報告書は毎年度会長の記名・捺印だけである。

① 補助金等交付申請について(甲 14 の 1)

◎平成 25 年度 県提出事業計画は 233,900 円、県活動交付金基準額が 84,700 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 283,050 円過大申請である。

◎平成 26 年度 県提出事業計画は 234,784 円、県活動交付金基準額が 83,816 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 281,282 円過大申請である。

◎平成 27 年度 県提出事業計画は 234,784 円、県活動交付金基準額が 83,816 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 281,282 円過大申請である。

◎平成 28 年度 県提出事業計画は 234,584 円、県活動交付金基準額が 84,016 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 281,682 円過大申請である。

◎平成 29 年度 県提出事業計画は 235,040 円、県活動交付金基準額が 83,560 円、県交付金・市交付金を優先的に使用したとしても 280,770 円過大申請である。

② 補助金等交付決定通知書について(甲 15)

◎平成 25 年度 前年度繰越金が 930,707 円あり、前金払の必要性はない。

◎平成 26 年度 前年度繰越金が 117,431 円あり、県交付金 78,488 円も例年 6 月に入金しており前期分 144,500 円前金払の必要性はない。

◎平成 27 年度 前年度繰越金が 458,494 円あり、前金払の必要性はない。

平成 28 年度 前年度繰越金が 898,675 円あり、県交付金 78,688 円も例年 6 月に入金しており前払の必要性はない。前金払の必要性はない。

平成 29 年度 前年度繰越金が 288,482 円あり、前金払の必要性はない。

③ 補助金等交付請求書について

◎平成 25 年度 平成 25 年 4 月 10 日一宮市朝日連区民生児童委員協議会会長蓮容

美智子が委任を承諾した。

◎平成 26 年度 平成 26 年 4 月 9 日一宮市朝日連区民生児童委員協議会会長堀田日支夫が委任を承諾した。

◎平成 27 年度 平成 27 年 4 月 8 日一宮市朝日連区民生児童委員協議会会長堀田日支夫が委任を承諾した。

◎平成 28 年度 平成 28 年 4 月 7 日一宮市朝日連区民生児童委員協議会会長堀田日支夫が委任を承諾した。

◎平成 29 年度 平成 29 年 6 月 27 日一宮市朝日連区民生児童委員協議会会長堀田日支夫が委任を承諾した。

④ 支出命令書(支払い)について

◎平成 25 年度 平成 25 年 5 月 31 日 144,500 円 (126,500 円控除後)、平成 25 年 9 月 27 日 242,250 円が前金で支払われた。

◎平成 26 年度 平成 26 年 5 月 30 日 144,500 円 (126,500 円控除後)、平成 26 年 9 月 30 日 242,250 円が前金で支払われた。

◎平成 27 年度 平成 27 年 5 月 29 日 144,500 円 (126,500 円控除後)、平成 27 年 9 月 30 日 242,250 円が前金で支払われた。

◎平成 28 年度 平成 28 年 5 月 31 日 144,500 円 (126,500 円控除後)、平成 28 年 9 月 30 日 242,250 円が前金で支払われた。

◎平成 29 年度 平成 29 年 6 月 30 日 386,750 円 (126,500 円控除後) 前金で支払われた。

⑤ 補助事業等完了報告について (甲 21 の 3)

◎平成 25 年度 目的外使用 2 件 682,789 円(宿泊慰労会費 335,089 円、委員への還付金 1 件 347,700 円) (甲 16 の 1)

◎平成 26 年度 繰越金 271,541 円残金があり使用されていない(甲 16 の 2)

◎平成 27 年度 繰越金 247,899 円残金があり使用されていない(甲 16 の 2)

◎平成 28 年度 目的外使用 2 件 829,969 円(宿泊慰労会費 1 件 449,969 円、委員への還付金 1 件 380,000 円) (甲 16 の 4)

◎平成 29 年度 繰越金 225,766 円残金があり使用されていない。(甲 16 の 5)

上記説明の通り交付金額に根拠がなく、交付規則に違反しており領収書等の確認も一切行われていない。通常のお金の使い方からすれば交付金額が多すぎて交付金が

余る例である。しかし市の指導か、連区自身の考えか・判断か定かでないが3年に一度豪華な慰安旅行を行いそれでも使用しきれない分は分配金を各民生委員に支払っている例である。しかし精算が行われておらず、領収書等での確認も行なわれていないため控除額を除く支払交付金全額の返還を求めます。

第3 請求金額の根拠

上記説明の通り、交付金が使用しきれず、繰越金があること、領収書等の確認ができないこと等で3連区すべてにおいて不当利得が発生している。証拠号数等詳細については添付参考資料を参照願います。

- (1) 一宮市が本会連絡会長の委任状で各連区に支払った額は下記表のとおりである。
- (2) 前半支払い時に本会会員一人当たり本会への諸会費等5,750円が控除され残額8,500円が各連区協議会に支払われている。

1. 神山連区（会員数22名）：返還請求額表 単位円

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	不当利得額	返還請求額
確定額	627,000	627,000	627,000	627,000	627,000	3,135,000		
控除額	126,500	126,500	126,500	126,500	126,500	632,500		
振込額	500,500	500,500	500,500	500,500	500,500	2,502,500	2,502,500	2,502,500

2. 富士連区（会員数17名）：返還請求額表 単位円

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	不当利得額	返還請求額
確定額	484,500	484,500	484,500	484,500	484,500	2,422,500		
控除額	97,750	97,750	97,750	97,750	97,750	488,750		
振込額	386,750	386,750	386,750	386,750	386,750	1,933,750	1,933,750	1,933,750

3. 朝日連区（会員数19名）：返還請求額表 単位円

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	不当利得額	返還請求額
確定額	541,500	541,500	541,500	541,500	541,500	2,707,500		
控除額	109,250	109,250	109,250	109,250	109,250	546,250		
振込額	432,250	432,250	432,250	432,250	432,250	1,933,750	2,161,250	2,161,250

第4 監査請求

原告は令和2年1月27日、市が連区民生委員協議会に対して上述の債権の請求を怠っているとして住民監査請求を提起したが、令和2年2月26日付けで却下された(甲1)

第5 結論

以上の通り市は連区民生委員協議会に対して上述の債権を有しているにも関わらず、請求を怠っている。よって、地方自治法 242 条の 2 第 1 項第 4 号本文、第 2 項第 1 号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める次第である。

第 6 添付資料

参考 不当利得明細表

証拠方法

別紙証拠説明書記載の通り

添付書類

甲号証の写し

各 1 通